

宇治市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年 2 月 28 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

堀 明 人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成28年度教育委員会の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成28年12月5日から平成29年1月25日まで

第4 監査の概要

この監査は、生涯学習課、中央公民館、宇治公民館（宇治市民会館含む。）木幡公民館、小倉公民館、広野公民館、生涯学習センター、源氏物語ミュージアム、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館及び歴史資料館における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

使用料収入状況

図書弁償金収入状況（図書館）

冊子等売却収入状況（歴史資料館）

報償費支出状況（公民館、生涯学習センター）

補助金支出状況（生涯学習課）

委託料支出状況（生涯学習課、公民館、生涯学習センター、源氏物語ミュージアム、歴史資料館）

図書館資料提供費支出状況（図書館）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 生涯学習課

(1) 総合野外活動センター使用料収入状況について

平成 26 年度の前回定期監査において、使用料の徴収時期等について、関係例規及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。現在見直しを検討されているとのことであり、引き続き改善に努められたい。

また、前回定期監査等において、使用料の減免に係る事務手続に不備が見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。

(2) 地域開放型教室使用料収入状況について

特になし。

なお、当該事業については、平成 26 年 4 月より教育総務課から生涯学習課へ所管替となった。教育総務課を対象に実施した平成 25 年度の定期監査等において、使用料が前納されていないもの及び納付書の記入に不備があるものが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(3) 中学校施設使用料収入状況について

当該事業については、平成 26 年 4 月より教育総務課から生涯学習課へ所管替となった。教育総務課を対象に実施した平成 25 年度の定期監査等において、使用許可申請書の受付が条例等に定める期間より前であるもの及び使用料が前納されてないものが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

なお、同じく平成 25 年度の定期監査等において、納付書の記入に不備があるものが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 補助金支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(5) 委託料支出状況について

前回定期監査において、規則に基づく処理のされていないものが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。

(6) 備品管理状況について

特になし。

2 公民館・市民会館

- (1) 市民会館使用料収入状況について
特になし。

- (2) 報償費支出状況について
特になし。

なお、平成 26 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (3) 委託料支出状況について
特になし。

- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 生涯学習センター

- (1) 生涯学習センター使用料収入状況について

使用者が入場料等を徴収する場合及び営業の宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料加算の算定根拠等について、一部に疑義が見受けられた。速やかに検討し、対処されたい。

なお、平成 26 年度の前回定期監査において、前納によらない支払いを可能とする条例の定めを適用した事案で、起案理由が十分でないもの等が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 報償費支出状況について
特になし。

- (3) 委託料支出状況について
特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (4) 備品管理状況について
特になし。

4 源氏物語ミュージアム

- (1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について
特になし。

なお、平成 25 年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、改善されていた。

(2) 委託料支出状況について
特になし。

(3) 備品管理状況について
特になし。

5 図書館

(1) 図書弁償金収入状況について

平成 25 年度の前回定期監査等において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も一部に同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 複写機使用料収入状況について
特になし。

(3) 図書館資料提供費支出状況について

前回定期監査等において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も一部に同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(4) 備品管理状況について
特になし。

6 歴史資料館

(1) 歴史資料館使用料収入状況について

平成 25 年度の前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 冊子等売却収入状況について

前回定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(3) 委託料支出状況について
特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 備品管理状況について
特になし。